

2012年10月30日

北海道知事

高橋 はるみ 様

北海道労働者福祉協議会

理事長 高柳 薫

2013年度(平成25年度)道政の勤労者福祉に関する要請書

平素から道政の発展と道民生活向上に努力されていることに敬意を表します。

また日頃から、私ども北海道労働者福祉協議会(道労福協)が進める、相互扶助精神に基づく「勤労者の生活と福祉の向上」に向けた活動に対しても、特段のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

過度の規制緩和や市場経済万能主義の下で格差と貧困が拡大しているところへ、ヨーロッパ圏の金融危機と相俟って、失業者、ワーキングプア、生活保護受給者の増加など極めて深刻な社会問題となっています。

道内の雇用経済情勢も国内他地域に比べても厳しいものになっており、道民生活は一層苦しさを増しています。

特に、本年は国連が定めた「国際協同組合年」であります。

私ども労福協は「格差と貧困社会」を是正し、「連帯と相互扶助」が重視され、道民が安心・安全に暮らせる社会をめざし活動を進めているところであります。

その立場から社会的運動課題や、勤労者の暮らしをサポートする協同事業体事業や活動に関連する事項に重点を置いた制度・政策を取りまとめました。

2013年度北海道予算編成に際し、以下についてご要請申し上げますので、その実現に向けてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

1. 東日本大震災の被災者支援について

広域避難者への総合的な支援体制

北海道に避難されている方々に対しては引き続き、極め細やかな情報の提供や相談体制を充実させるとともに、総合的な支援体制として寄り添い型支援の拡充をはかること。

2. 格差・貧困問題について

(1) 孤立化の実態把握

相対的な貧困率や生活保護捕捉率を道として調査し、貧困・格差の放置は社会的損失(コスト増)につながることを計数的に明らかにするとともに、その解決に向けた雇用確保等をはじめとする具体的な対策を講じること。

(2) 孤立死対策

餓死・孤立死が相次いでいることから、地域において早期に発見し適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、ライフライン関係者などとの幅広い連携・協力体制を構築すること。

① 水道局と生活支援部局で滞納者の情報連携を行い、生活就労支援につなげるような厚生労働省の通知を徹底すること。

② 民間事業者(電気・ガス)に対しては、個人情報保護法の解釈上の懸念を払拭する通知の趣旨を徹底するとともに、現在の行政窓口紹介に加えて、よりそいホットライン、パーソナル・サポート・サービス等の連絡先告知を行うよう協力を要請すること。

③ 民間支援団体とも連携しアウトリーチできるよう地域のネットワークの構築をはかること。

(3) 人間としての尊厳が保障される生活保護制度への改善

① 現在行われている生活保護制度の見直しに当たって

◇ 福祉現場の業務拡大や自立支援業務の高度化等を踏まえ、ケースワーカー(福祉事務所職員)の増員、専門性の確保をはかること。

◇ 資産を使い果たさなければ保護しないため自立をかえって困難にしているという観点から、最低生活費3ヶ月分程度までの現金・預貯金は認めるなど資産要件を緩和すること。

◇ 一部報道や財政的な都合のみを前提とした生活保護費の引き下げや、扶養義務・調査権限の強化、就労の指導強化・義務化、保護の「有期制」の導入、現物給付化、医療費一部自己負担等の生活保護法改正の動きが再燃、加速している。一部報道に基づく最後のセーフティネットである生活保護法を底抜けとする安易・拙速な改悪には反対であることを国に強く要請すること。

(4) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ

① 最低賃金を大幅に引き上げ、生活できる賃金水準の確保をはかること。

② 公的機関が民間企業などへ委託・発注する事業において、公正労働基準と労働関係法規の遵守、社会保険の全面適用を基準とする「公契約基本法」や条例を制定すること。

(5) 貧困ビジネスへの規制強化

- ① 劣悪な住居環境や不要なサービスを強要し、高額な利用料を生活保護費からピンハネするなど様々な問題を引き起こしている「無料低額宿泊所」に対する規制を強化すること。

このため、第1種社会福祉事業の実体を有するにも関わらず第2種社会福祉事業として無許可営業することを容認する厚生労働省社会・援護局長通知(平成15年)をただちに廃止し、最低基準を設け、取り締まり・罰則を強化するように厚生労働省に要請すること。

3. 多重債務対策について

- (1) 多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、都道府県・多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携を図ること。

- (2) 多重債務問題に対する啓発活動の一層の強化と相談窓口体制の充実。

- ① 引き続き、高校・大学などの学校段階における消費者教育、特に多重債務問題、及び悪質商法に関する教育の充実をはかること。具体的な内容としては、多重債務に陥った場合の相談窓口、自己破産や個人再生・調停などの手続き、保証行為の意味、借金の時効・相続などについての消費者教育を強化すること。

- ② 詐欺行為、その他の不法行為が社会問題化する中で、その防衛策や被害に遭った際の対応策など消費生活全般に渡っての教育・指導を実施すること。

併せて、地域や企業に対する啓発活動を強化するとともに、多重債務に関する相談体制のより一層の充実を図ること。

- (3) ヤミ金融撲滅に向けては引き続き一層の取り組み強化をはかること。また、クレジットカードのショッピング枠の現金化を悪用した業者による、法定金利想定額を大幅に上回る高額な手数料問題が顕在化しており、これを規制する法制度が未整備であることを踏まえ、必要な法整備をはかるように国に要請すること。

- (4) 低所得者や債務整理後の借りられなくなった人に対する制度として、生活福祉資金制度の改善をはじめ、生活再建支援のサポート機能を有した仕組みや民間非営利組織等(労金・生協・NPO等)が活用できる保証制度を確立し、個人向けセーフティネットの拡充を図ること。

- (5) 貸金業法の「再改正」に反対する取り組み

高金利の引き下げ、総量規制を柱とする貸金業法の改正と官民を挙げた、多重債務対策により多重債務は確実に減少に転じており、法改正は順調にその成果をあげている。

一方で与野党の一部に貸金業法を「再改正」し上限金利規制の緩和、総量規制の撤廃を画策する動きがあります。

多重債務の再燃・拡散を招く貸金業法の「再改正」に反対し、多重債務対策の更なる充実をはかるように国に要請すること。

4. 消費者政策の充実強化について

(1) 悪質商法(3.4兆円の経済損失)の根絶で、良質な事業・雇用の創出へ

- ① 消費者被害に伴う経済的損失は3兆4千億円とも推計(平成20年度版国民生活白書)されており、消費者のみならず善良な事業者や労働者を含めた国民全体の最小不幸社会を実現する観点から、悪質商法の根絶、消費者行政の充実に国と道、そして地方自治体が協力し責任をもって取り組みを進めること。
- ② このため、国は消費者被害に伴う経済的損失について毎年推計値を公表し、国および地方の消費者行政の強化・充実に向けた世論喚起をはかること。また、この経済的損失(GDP 0.7%)を良質な事業・雇用創出に振り替えることを「日本再生の基本戦略」の中に位置づけるように要請すること。

(2) 国民生活センターの国への移行の在り方について

国民生活センターが有する全ての機能を維持し、基本的に一体性を確保しつつ、消費者行政全体の機能の充実・強化を実現するための国への移行の在り方について結論を得るよう要請すること。

国民生活センターの国への移行にあたっては、「消費者庁・消費者委員会設置法附則3項」にあるように、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの機能と組織をトータルで見直すことが必要であり、国会や消費者委員会等でも幅広く検討を行うよう要請する。

(3) 地方消費者行政の充実・強化

「地方消費者行政活性化基金」は、被災県を除き2012年度末取り崩しを終了するが、消費者庁は、2013年度以降の基金継続の財政支援を含む地方消費者行政支援策を具体化するよう要請すること。

支援措置の具体化を通じて、地方における消費者行政予算の確保、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、相談スタッフの位置づけの明確化、待遇改善、消費者相談体制の維持・強化、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。

(4) 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の制度化

消費者被害の救済のために、集団的被害救済訴訟制度を早期に立法することを消費者庁に要望すること。

(5) 消費者団体の公益的活動に対する支援

消費者庁に対し、消費者団体の公益的活動に対する支援を行うよう要請すること。

特に、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度を担う特定適確消費者団体への財政面・情報面の支援を行い、新たな訴訟制度の実効性を確保すること。また、弁護士法第72条の規定に例外を設け、特定適確消費団体が必要な報酬・費用を回収できる仕組みについて明記されるように要請すること。

5. 中小企業勤労者の福祉格差の是正について

- (1) 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、国・自治体・事業主の役割・債務等の明確化、勤労者福祉に関する制度運用への労使の参画促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、

財政面の充実、関連施策との関係整備等をはかる観点から、関係法制の整備を国に要請すること。

- (2) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化を推進するとともに、勤労者の暮らしと福祉に関する総合福祉センターをも展望し、魅力あるサービス内容への抜本改革を国に要請すること。
 - ① すべての会員がいつでもサービスを気軽に利用できる仕組みを確立する。
 - ② 既存の企業内福利厚生と重複せず、従業員ニーズに合わせてサービス・会費が選択できる複数会員制度の導入を進める。
 - ③ 地域の福祉団体やNPO等とのネットワークにより、個別企業では提供困難な子育て・介護支援、生活福祉相談、生涯生活設計支援、共済・生活保障、自己啓発、健康増進、生きがいつくりなど、ワーク・ライフ・バランスの支援や勤労者の多様なニーズに応えるサービスを提供する。
 - ④ 大企業や公務部門からの福利厚生事業の受託化を積極的に進め、地域の全勤労者を対象とした事業展開をはかる。特に、非正規労働者や退職者を事業の適用対象とし、必要財政支援をおこなう。
 - ⑤ 中小企業勤労者福祉サービスセンター未設置地域における設置促進の取り組みへの支援を行う。
- (3) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの再編(広域化と改革)を進めるにあたって、北海道においても裏付けとなる財源確保も含め、国との連携による積極的な役割を果たすこと。

また、地域における勤労者のライフサポートセンター事業の促進やサービスセンターの統合・事務の集中化を支援するための基金の造成など、国庫補助廃止に変わる新たなスキームでの国の支援策を早急に検討・実施されるように要請すること。

- (4) 中小企業退職金共済制度(中対共)への加入促進をはかるとともに、以下の制度改善を行う、一般の中退共では、「掛金納付期間が1年未満は支給なし(2年未満は掛金納付額を下回る)」となっているが、企業の倒産・廃業の場合には掛金相当額が受給できるよう措置を講ずること。

また、特定業種(建設業、清酒製造業、林業)退職金共済制度においては掛金納付期間が2年未満は支給されないことから、一般の中退共と同様に「1年未満」となるように措置を講ずること。

6. フードバンク活動の促進について

- (1) 食品廃棄・ロスを削減し食品として有効に活用する観点から、フードバンクを「新しい公共」の担い手として積極的に位置付け、関係機関横断的な施策を推進すること。
- (2) 災害時における食糧支援システムとしてフードバンクを総合的・恒常的に位置付け、平常時は福祉支援と災害訓練に、災害時はそのままフードバンクのインフラ(基幹物流、地域物流網)が活用できるようシステムの構築をはかること。
- (3) 国や自治体の備蓄米・食糧等を活用してフードバンクへの食糧安定供給をはかるとと

もに、基幹・地域物流網整備への支援を行うこと。

- (4) フードバンク活動を推進・普及するための支援策、補助事業を拡充するとともに、業務の継続性を担保する(マッチング・情報システムの構築や管理者の育成、評価システムの構築など)施策を講ずること。
- (5) 食糧関連産業や物流企業のフードバンクへの支援を促進するためのインセンティブとして CSR(企業の社会的責任)を評価する仕組みや助成・税制優遇を検討すること。
- (6) 福祉事務所窓口での困窮者へのフードバンク食品の提供やパントリー施設の整備、食品ロスの削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進すること。

7. 医療と高齢者の安全確保について

- (1) 「後期高齢者医療制度」を早期に廃止するとともに、65歳以上の高齢者の医療費患者の一部負担は1割とするように国に働きかけること。
- (2) 特定健診の40歳以上とする年齢制限を廃止するとともに、検査項目に最低でも胸部X線直接撮影及び心電図検査を追加するよう国に要請すること。
また、それまでの間、北海道独自の補助制度を創設し、健診の充実と受診率の向上を図ること。
- (3) 「肝炎対策基本法」に基づくB型・C型ウイルス性肝炎患者の支援策を早急に具体化するように国に要請すること。また、北海道独自のウイルス性肝炎進行防止対策として行われてきた「治療支援措置」は、国の支援策の上積み措置として継続・充実を図ること。
- (4) 高齢化社会における安心と安全を確保する観点から、介護療養型病床廃止問題については、医療と介護の切れ目のない連続したシステムを構築するように国に働きかけること。